



「税務署が市役所で工事金を差押えたので止むを得ず破産する事に…社員の失保の手続きを頼む…」「経営者の寄合で、従業員を解雇せずに賃金を払うても、80%は助成されると聞いた…」

と厳しい経済環境の中で苦闘する中小業者の相談が相次いでいます。「百年に一度」の不況という「外部環境」の変化は、企業の「内部環境」を幾ら変革しても太刀打ち出来ない状

「出産育児一時金を4万円UPして10月から42万円に」「月収30万円の世帯で、雇用保険料が月1800円から1200円（建設業は2100円から1500円）に」「年金加入者全員に”ねんきん定期便”の郵送を開始」…と'09年度の国の予算が成

立し「不況脱出の3段叩つ」と呼ぶ景気対策が、いよいよ実行段階に…。そのせいか最近の新聞紙上に「〇〇支援」「〇〇応援」といった政府広報が目立ちます。子育て支援で目を引いたのが「子育て応

「税務署が市役所で工事金を差押えたの

屋上に屋を架す!? 新資格登録経理士新登場!



新しい子育て役立つ? 4-6才の子に3万6千円! 役立つか!

況をもたらしていますが、国は新たな経理資格を4月から作りました。「中小企業の経営体質強化のため…登録建設業経理士制度を創設」「1・2級の建設業経理士等を対象に5年間有効の実務者登録を行う」という

ものです。登録講習会を実施するのは国交省の天下り先(財)建設業振興基金で費用は1万5千円。登録は義務ではなく、経審での評価も現状どおり…との事ですが、「衣の下に鎧」というか「武士の商法」というか、少し気がかりな新資格登場です。

援特別手当」。「入学前3年間の幼児教育期の第2子以降の子を対象に一人あたり3万6000円を支給」という手当。でもよく考えてみると①出生率が1.3人台の状況でなぜ第2子からなのか?

②4~6才の幼児のみ対象で、0~3才の子はなぜ対象外?

③所得制限はないのに世帯主の申請が必要なのはなぜ?…と疑問も。最後に雇用保険料ですが、建設業の場合、給与支給総額の千分の5を控除して下さい。



従業員を解雇する前に、賃金の80%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!